

富士宮市災害時要援護者支援計画

平成21年3月策定
平成26年3月一部改定

目 次

第1章	災害時要援護者支援計画策定の趣旨	
1	計画の基本	1
2	目的	1
3	定義	1
第2章	要援護者に対する支援体制	
1	富士宮市（災害対策本部）	2
2	富士宮市社会福祉協議会	3
3	自主防災会・民生委員児童委員協議会	3
4	協力協定を締結する団体	3
第3章	平常時における要援護者対策	
1	要援護者宅の防災・減災対策	3
2	要援護者支援対策	3
3	趣旨普及・啓発のための広報活動等	5
第4章	警戒宣言・避難命令等発令時及び災害等発生時における要 援護者に対する情報伝達・避難行動支援	
1	個別支援プラン対象者の支援	6
2	特別支援プラン対象者の支援	6
3	被災により要援護者となった者の支援	6
第5章	要援護者に対する避難生活支援	
1	個別支援プラン対象者の支援	6
2	特別支援プラン対象者の支援	6
3	被災により要援護者となった者の支援	6
第6章	計画の期間及び進捗管理・見直し	
1	災害時要援護者支援計画策定庁内連絡会	6
2	策定委員会	7
	

富士宮市災害時要援護者支援計画

第1章 災害時要援護者支援計画策定の趣旨

1 計画の基本

災害時において、「自らの命は自分で守る」ことが基本であり、日ごろから自分と家族で災害から身を守るという「自助」の意識を家族単位で持つことが重要である。しかし、身体特性や生活形態により家族以外の人への支援がなければ災害から身を守ることが困難な人もいる。このような人々への支援は、隣近所が助け合い、「みんなの地域はみんなで作る」という「共助」の意識を持つことが重要となる。

また、「自助」「共助」による、家族や地域住民の力だけでは災害から身を守ることが困難な人々には、行政や介護等の専門技術を持つ者が特別な支援を行う「公助」も必要となる。

本計画では、「共助」「公助」の役割を明確にし、富士宮市地域防災計画中の「災害時要援護者支援計画」及び富士宮市地域福祉計画中の「地域防災活動の推進」を、具体化するものと位置付け、富士宮市地域福祉計画等保健・医療・福祉部門各個別計画、富士宮市地域防災計画との整合を確保するものとする。

2 目的

本計画は、災害時に支援を要する要援護者に関する、情報把握、家具転倒防止等の防災活動、災害情報伝達、避難行動、避難生活における支援等に係る事項を明確にして、災害時において一人も見逃すことなく避難することができる体制と、避難生活における必要な支援を的確に行うことができる体制の整備を目的に策定する。

3 定義

- (1) 本計画において「災害」とは、地震、風水害、大爆発、大事故及び富士山の火山活動等による災害をいう。
- (2) 本計画において「要援護者」とは、高齢者・障害者・難病患者等療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等で、平常時における防災活動、災害時における情報伝達、避難行動、避難生活に支援を要する在宅の者をいう。
- (3) 本計画において「支援」とは、災害時等における以下の支援をいう。
 - ア 情報伝達支援
警戒宣言、避難命令等発令時、及び発災以降における、要援護者への情報伝達など
 - イ 避難行動支援

警戒宣言、避難命令等発令時、及び発災以降における、要援護者の避難所までの移動の手助けなど

ウ 避難生活支援

避難所における、情報伝達・移動・介護等の避難生活での手助けなど

- (4) 本計画において「地域支援者」とは、要援護者の近隣住民をいう。
- (5) 本計画において「特別支援者」とは、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者などの施設・事業所及び特別な支援に係る介護等の技術を有する者をいう。
- (6) 本計画において「災害時地域リーダー」とは、区長、自主防災会長、民生委員・児童委員をいい、個人情報提供に同意をした要援護者の情報を市と共有し個別支援プランを作成する役割を担い、災害時において地域の中心となる者をいう。

第2章 要援護者に対する支援体制

1 富士宮市（災害対策本部）

(1) 保健福祉部 情報連絡班

- 1 保健福祉部班長会議の設置
- 2 災害対策本部との連絡調整
- 3 保健福祉部内各班との連絡調整
- 4 情報の収集・伝達・管理

(2) 保健福祉部 要援護者支援班

- 1 要援護者になり得る方の実態把握及び啓発
- 2 災害時要援護者の避難状況の確認（安否確認）
- 3 災害時要援護者の避難行動支援・避難生活支援

(3) 保健福祉部 福祉施設班

- 1 福祉施設等の被害状況調査
- 2 福祉避難所の開設・運営支援
- 3 介護・障害サービス提供体制の維持・支援

(4) 保健福祉部 ボランティア班

- 1 災害対策本部と災害ボランティア本部との連絡調整
- 2 災害ボランティア本部の資機材の調達支援

2 富士宮市社会福祉協議会

富士宮市社会福祉協議会は、災害ボランティア本部の設置・運営にあたり、特別支援者である施設・事業所等に対する、介護等の技術を有するボランティア派遣のコーディネート体制を構築するものとする。

3 自主防災会・民生委員児童委員協議会

自主防災会・民生委員児童委員協議会は日頃からの要援護者支援活動を通して、災害時において、個別支援プランに基づく支援を実施するための連携体制を構築するものとする。

4 協力協定を締結する団体

市は、地域支援者には担うことのできない支援のため、特別支援者として以下の団体と協力協定を締結する。

(1) 富士宮市介護保険事業者連絡協議会

(2) 富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会

第3章 平常時における要援護者対策

1 要援護者宅の防災・減災対策

(1) 家具固定

市は、富士宮市社会福祉協議会、ボランティア団体等が実施する減災目的の家具固定などの支援活動に協力し家具固定を推進するものとする。

(2) 耐震診断・耐震補強

市は、要援護者の家屋等の耐震診断・耐震補強などの事業を推進するものとする。

2 要援護者支援対策

(1) 要援護者情報の収集

本人・家族等から、災害時要援護者支援台帳登録申請書（別紙1。以下「申請書」という。）により、必要な手助けや支援についての申請書の提出を受け情報収集する。

申請書の提出に当たり、申請書に記載された情報を、“災害時の支援活動”、“事前対策の検討”や“防災訓練”に使用するため、要援護者に関係する市の部署及び災害時地域リーダーへの個人情報提供に同意を得ることとする。

申請書の収集方法は、以下のとおりとする。

ア 定期収集

市は、年に1回の期間を設け、災害時地域リーダーに、地域の要援護者

の新規、変更の申請書作成と提出の手助けを要請して要援護者情報を収集する。

イ 随時収集

市は、要援護者に係る介護・障害・医療など様々な機関に要援護者の新規、変更の申請書作成と提出の手助けを要請して要援護者情報を収集する。

(2) 災害時要援護者支援台帳の整備

市は、提出された申請書に基づき、以下の内容を災害時要援護者支援台帳に登録する。

ア 住民基本情報

住所・氏名・生年月日・性別・自治会

イ 申請者の状態

支援が必要となる申請者の状態

ウ 参考情報

世帯員数・電話番号（携帯電話）・緊急連絡先情報

災害時要援護者支援台帳に登録した住民基本情報は、定期的に住民基本台帳等の住民基本情報との突合せを行い、情報の精度を維持する。

(3) 要援護者情報の共有

市は、個人情報提供に同意を得られた要援護者の災害時要援護者支援台帳登録情報については、災害時要援護者リスト（別紙2）を作成し災害時地域リーダーと情報を共有する。

(4) 要援護者情報の保護

災害時地域リーダーは、要援護者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

※ 災害時地域リーダーは、富士宮市個人情報保護条例第11条第2項に規定する市から個人情報の取扱いの委託を受けた者とみなされる。

(5) 個別支援プランの整備

災害時地域リーダーは、災害時要援護者リストに基づき、要援護者一人ひとりに対する、当該要援護者を支援する人の氏名と支援の方法を明記した個別支援プランを作成する。

(6) 特別支援プランの整備

災害時地域リーダーは、地域支援者だけで支援することが困難だと判断した

場合には、市に特別支援プラン作成申請書（別紙3）を提出するものとする。

市は、特別支援プラン作成申請書の提出があった場合は、特別支援者・災害時地域リーダーと協力して、特別な支援が必要な要援護者一人ひとりの支援内容を明記した特別支援プランを作成し、災害時地域リーダー・特別支援者と、情報を共有する。

(7) 特別支援者台帳の整備

市は、特別支援者の情報を収集し、以下の内容を特別支援者台帳に登録する。

ア 事業所情報

事業所名・所在・電話番号

イ 事業内容

事業種別・規模等

ウ 支援の内容

支援の種類・規模等

3 趣旨普及・啓発のための広報活動等

(1) 地域における共助意識を醸成すること

ア 市は、要援護者・地域支援者が互いに、日ごろからのコミュニケーションを確保し、情報を共有するため、防災講演会等の啓発活動を実施する。

イ 市は、災害時要援護者支援台帳登録のための登録勧誘及び広報活動を実施する。

ウ 市は、特別支援者台帳登録のための登録勧誘及び広報活動を実施する。

(2) 要援護者・地域支援者を結びつけるコーディネート機能の確保

市は、災害時地域リーダーに対して要援護者・地域支援者を結びつけるコーディネーターとしての役割を果たすための研修等を実施する。

(3) 訓練参加による防災意識の高揚

自主防災会は、地域住民の防災意識を高揚するため、災害時要援護者リスト・個別支援プランを活用し、情報伝達訓練・避難誘導訓練等の要援護者が積極的に参加する防災訓練の実施に努める。

第4章 警戒宣言・避難命令等発令時及び災害等発生時における要援護者に対する情報伝達・避難行動支援

1 個別支援プラン対象者の支援

地域支援者は、本人・家族の安全を確保した後、個別支援プランに基づき要援護者の支援活動を実施する。

2 特別支援プラン対象者の支援

特別支援者は、本人・家族・施設等の安全を確保した後、特別支援プランに基づき要援護者の支援活動を実施する。

3 被災により要援護者となった者の支援

地域住民は、被災により支援が必要となった者を発見した場合、本人・家族の安全を確保した後、要援護者の支援活動を実施する。

第5章 要援護者に対する避難生活支援

1 個別支援プラン対象者の支援

地域支援者は、避難所運営委員会*と協力して要援護者に対し、個別支援プランに基づき避難生活における支援活動を実施する。

2 特別支援プラン対象者の支援

特別支援者は、市との協力協定に基づき、特別な支援を要する要援護者の受入等、特別支援プランに基づき避難生活における支援活動を実施する。

3 被災により要援護者となった者の支援

被災により支援が必要となった者に対し、地域住民は協力して、避難生活における要援護者の支援活動を実施する。

第6章 計画の期間及び進捗管理・見直し

本計画に、計画の期間は設けず、毎年、進捗管理を行い、随時見直しを実施し柔軟な対応を行う。

見直しに当たり以下の体制をもってこれにあたる。

1 災害時要援護者支援計画策定庁内連絡会

本計画の見直しは、防災部門・高齢者部門・障害者部門等の要援護者に係る庁内関連部門職員による連絡会を開催し庁内各部署との調整を図る。

2 策定委員会

本計画の進捗管理と改定は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）に設置する災害時要援護者支援専門委員会において調査及び分析を行い、その結果を委員会に諮るものとする。

*避難所運営委員会

避難所ごとにつくられる避難者を中心とした自治組織で、避難所生活の全般を運営する。（富士宮市避難所運営マニュアル）

1 個人情報提供の同意(※個人情報の提供について同意の署名が無い場合は受付できません。)

私は、災害時の援護活動、事前対策の検討や防災訓練のため、富士宮市、自主防災会(区長・会長・役員・町内会長・班長)、民生委員・児童委員に、本申請書に記載した情報を提供し利用することに同意します。

平成 年 月 日 富士宮市長宛

本人 署名 _____

または代理人続柄()

2 申請者の情報		担当地区民生委員 ・児童委員氏名		民生委員・ 児童委員番号				
個人コード		自治会		区		町内		班
フリガナ		男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)				
氏名			住所	富士宮市				
電話番号	自宅: -			携帯: - -				
世帯の状況	世帯主氏名			世帯員数	人			
緊急連絡先	連絡先住所	都・道・府・県		市・区・郡・町・村				
	連絡先電話番号	-	-	連絡先氏名		続柄		

3 支援が必要となる申請者の状態(差しつかえの無い範囲で記入してください。)

ご自分の状態であてはまるものに○をつけてください。

1 耳が不自由	2 目が不自由	3 状況を理解しにくい
4 一人で歩くのが困難	5 歩いて移動ができない	6 座った姿勢が取れない
7 医療機材を使用している	8 特殊な治療薬剤を常用している	
9 持続的な医療行為が必要	10 常に介護が必要(家族・家族以外)	
11 支援者となる方に、その他知っておいてほしいことがありましたらご記入ください		

4 申請書作成と提出の手助けをした方の氏名等

1 民生委員・児童委員 2 区長・自主防災会長・町内会長・班長 3 ケアマネージャー 4 その他()	氏名:	ケアマネージャー提出の場合、所属事業所名:	電話番号:
--	-----	-----------------------	-------

災害時要援護者リスト

区自主防災会長

担当民生委員・児童委員

申請者の情報		緊急連絡先	申請者の状態
自治会 住所 氏名 性別 年齢 歳 生年月日	区 町内 班 世帯人数 人 Tel 携帯	連絡先Tel 連絡先氏名 連絡先住所	
			申請書提出者

個別支援プラン	支援する人 氏名：	氏名：	氏名：
支援の方法、備考 ・情報伝達 (必要あり・なし) 1. 直接声かけ 2. 音声以外で伝える 3. その他 () 備考 ()	・避難移動 (必要あり・なし) 1. 一緒に連れて行く 2. 車椅子介助 3. 担架・リヤカー必要 4. 医療機材を運ぶ 5. 常用薬剤の携行確認 6. その他 () 備考 ()	・避難所生活 (必要あり・なし) 1. 音声で情報を伝える 2. 音声以外で情報を伝える 3. 移動の介助 4. 家族以外の介護者が必要 5. 持続的医療行為が必要 6. その他 () 備考 ()	・その他備考 ()

特別支援プラン作成申請書

(別紙3)

以下の者は、支援者(近隣住民)だけで支援することが困難だと判断したため、特別支援プランの作成を申請いたします。

平成 年 月 日 富士宮市長 宛

災害時地域リーダー 区長または自主防災会長 署名 _____

民生委員・児童委員 署名 _____

※必ず自主防災会長、民生委員・児童委員連名で申請願います。

	担当地区民生委員 ・児童委員氏名		民生委員・ 児童委員番号
個人コード	自 治 会	区	町内 班
フリガナ	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
氏 名	住 所	富士宮市	
電話番号	自宅: —	携帯: —	—

特別な支援が必要だと判断した理由・本人の状態などを具体的に記入して下さい。